

柏 高 内 第 171 号  
平成 23 年 12 月 2 日

柏原市内指定居宅サービス事業者 様  
指定居宅介護支援事業者 様

柏原市健康福祉部高齢介護課長

指定居宅サービス事業者等の指定等の権限移譲について（通知）

平素は、本市介護保険行政にご協力賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、大阪府実施の集団指導等でも周知されておりますが、平成 24 年 1 月から指定居宅サービス事業者等の指定等の事務が、大阪府から柏原市に権限移譲されますのでお知らせします。（移譲される事務については下記参照）

つきましては、今後の指定内容変更の届出等の手続きにお間違えのないよう、次の事項にご留意ください。ご不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

記

1 権限移譲される事務

- 介護保険法上の居宅サービス、介護予防サービス及び居宅介護支援事業者の指定・指導等
- 老人福祉法上の老人居宅生活支援事業開始届、老人デイサービスセンター設置届の受理等

2 権限移譲時期

平成 24 年 1 月 1 日以降の日付での申請及び届出等は、柏原市で受付しますので、該当する時期に申請や届出を行う場合は、まずは下記までご連絡ください。

ただし、平成 24 年 3 月 31 日に一斉に満了を迎える介護予防サービスの指定更新申請につきましては、大阪府において受付しますのでご注意ください。

【問合せ先・担当】

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1-55

柏原市 健康福祉部 高齢介護課 介護業務係

TEL 072-972-1571（直通） FAX 072-970-3081